

第99回 京都市消費生活審議会 会議録

【日 時】 平成22年7月22日（木）午後1時30分～午後3時55分

【場 所】 京都市 市民総合相談課（市民生活センター）研修室

【出席者】 消費生活審議会委員16名（五十音順）

伊藤義浩委員，糸瀬美保委員，大谷貴美子委員^{*2}，狩野佳代子委員，
黒石悟委員，高田艶子委員，永井弘二委員，早瀬善男委員，
星野光恵委員，松岡久和委員^{*1}，本政八重子委員，森田政子委員，
山本克己委員^{*3}，結城公生委員，和久井郁子委員，渡辺明子委員

^{*1} 消費生活審議会会長 ^{*2} 表示・包装適正化部会長 ^{*3} 消費者苦情処理部会長

京都市

文化市民局長 山岸吉和，市民生活部長 鷲頭雅浩，
市民総合相談課長 上野壽世 ほか

【概 要】

1 開会

○京都市文化市民局長あいさつ

本日は，御多用な中，また，先週来，猛暑が続く中，御出席いただき，感謝申し上げます。

皆様方に御審議いただいている京都市消費生活基本計画は，平成18年度に策定し，今年度が計画期間の最終年度に当たる。昨年7月に，門川市長が審議会に出席し，来年度以降の新たな計画の策定について，皆様方に諮問させていただいた後，3回の審議会では計画について精力的に御審議いただき，厚く御礼申し上げます。

審議では，始末の文化が息づくまち京都の消費者が理想とする暮らし方であるとか，理想とする消費者像について，市民一人ひとりに考えていただくこと，市民に直接訴え掛けるメッセージ文の作成に取り組んでいただいた。そして，本年2月に開催したシンポジウムで，「未来へつなぐ消費生活を京都から始めましょう」というメッセージを発信することができた。役所的ではなかったかもしれないが，よい取組であったと思う。皆様方に感謝申し上げます。

また，消費者月間中の5月には，食，環境，生活設計，住まいの4つのテーマを設定し，市民の一人ひとりに日々の生活，暮らしについて考えていただくことを目的に「京都くらしのフォーラム」を開催し，多くの方々にお越しいただいた。

本日の審議会では，これまでの審議やこれらの取組を踏まえて作成した次期京都市消費生活基本計画の素案を提案させていただく。詳細については，後ほど説明させていただくが，これまでの審議において皆様方から頂戴した御意見や御指摘，メッセージに込められた熱い思いを最大限採り入れることができたと考えている。

さらには、昨年9月、国において縦割り行政の弊害を排し、消費者行政を統一的・一元的に推進するために消費者庁が創設されたことなど、この間の社会情勢の変化も踏まえて作成したつもりである。

限られた時間ではあるが、熱い御審議をお願いしたいと思っており、どうか、よい計画が作れますよう、皆様方の御協力をお願いします。

○ 京都市消費生活審議会会長あいさつ

皆さん、こんにちは。暑い中、大変御苦労さまです。

今、局長から、あいさついただいたが、今日の議題は2つあり、次第のとおり、消費生活基本計画、現行計画の進ちょく状況がどうなっているのかということ報告いただき、それを確認・チェックするというのが1つ。それを踏まえて、今後10年という、随分長い話であるが、既に3回、皆さんで協議をしていただいた次期計画について、京都市全体の基本計画の案として示されたものと協調した形になるように、案をお作りいただいている。

10年という長いものであり、おのずから、抽象的な方針・方向性ということが問題になると思うので、余り細かい話にはならないかもしれない。全体として、進ちょく状況のチェックも細かくて分量が多く、基本計画も10年間の長期にわたる方向性を決めるものであるから、随分たくさんの課題が入っている。審議会は2時間くらいが基本になっているが、今日は多分時間いっぱい使うことになると思う。前回までで、随分色々多様な御意見をお出しいただいたことが、既に案には反映されていると思うが、今回改めて、いろんな形で御意見いただき、秋には最終的な案としてまとまる。本日は、その第1歩の審議をさせていただく。

どうぞ、皆さん御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

2 新委員等紹介

（事務局から、京都市地域女性連合会の本政委員、京都府中小企業団体中央会の黒石委員を紹介。また、市民公募委員の市川委員の辞任を報告）

（松岡会長から、補足として、市川委員について、市民公募委員の資格要件が欠けるに至ったことから辞任されたが、公募して審査決定するまで相当の期間が必要であること、残任期間が数箇月と短いことから、団体の推薦の委員のように残任期間について後任の方に就任いただくことにはせず、空きのままで行くこととした旨を説明）

3 議事

(1) 消費生活基本計画（現行計画）の推進状況について

松岡会長 進ちよく状況についての報告を聴いた後、反省点も踏まえて、色々御意見をいただき、チェックをしていただく。最初に事務局から説明をお願いする。

（注）以下、「ページ」は、資料の通し番号によるページを示す。

〔事務局から説明〕

○ 本日は、21年度と22年度の重点取組を中心に報告させていただく。

（資料3，3-2 3～10 ページ参照）

○ 資料3

- ・ 3 ページ，【基金】の表示は、国の措置により都道府県に設けられた基金を利用して行っている事業を示し、平成21年度から23年度の3年間限りとされていたが、昨日、消費者庁の地方消費者行政推進本部が開催され、地方自治体の意向によっては1年間期限を延長することが決まった。明日、本市で開催する政令市等の大都市会議に合わせて、消費者庁から職員を招き、説明を受ける予定である。

○ 資料3-2

- ・ 4 ページ，京都市消費者サポートチームの21年度実績は0件だが、今年度は1件案件があり、現在、サポートチームを編成し、取組中である。
- ・ 4 ページ，【基金】以外の関連取組，基金は既存事業には使えないため、本市の一般財源で行った事業である。
- ・ 5 ページ，「認知症の人も安心して暮らせるまちづくり」のマークは、2本のステッキで支えて、その重なりがハートにつながれば、安心して来ていただけるお店になるのではという、作成者の思いがあったと聞いている。現在、既に登録件数が70店舗を超え、継続実施している。
- ・ 6 ページ，消費生活に関するフォーラム等の開催については、21年度の反省点を踏まえ、平成22年5月29日のフォーラムでは京都新聞の広告掲載や取材対応等、広報に努めた。
- ・ 9 ページ，市民が選ぶ「京のまち なじみのええ店」顕彰事業は、今年度も継続実施し、既に募集を開始している。

松岡会長 詳細な資料をかいつまんで、要領よく説明いただけたと思うが、特にこういう点についてもう少し聴かせてほしいなど、御質問、御意見があれば、お出しいただきたい。

（委員一同 特になし）

松岡会長 特になければ、先に進むが、いかがか。もちろん、ここで発言しなければ終わりということではなく、後の方で意見を出されても構わない。では、これ

を踏まえて、22年度の現在進行中の重点項目についてどういう風に取り組んでいるのか、説明いただく。

〔事務局から説明〕

(1 ページ・資料 1, 11 ページ・資料 4 参照)

○ 資料 1 の未着手項目 12 が、今年度の取組項目となり、基本的に全項目着手予定であるが、このうち資料 4 の 10 項目について重点取組として取り組むものである。

(資料 5, 12～26 ページ)

- ・ 22 年度の重点項目を説明
- ・ 14 ページ, 消費生活週末(土・日)電話相談は、平成 17 年度から京都府と共同で実施しており、22 年度から祝日についても実施することとし、4 月 29 日から行っている。
- ・ 22 ページ, 京都市食の安全安心推進審議会は、6 月 29 日に第 1 回目が開催された。
- ・ 25 ページ, 情報弱者への情報提供では、これまで、視覚障害の方への対応が十分できていなかったことから、マイシティライフ特別号の全戸配布等の際に点字版等の作成・配布を行う。

松岡会長 年度初めの未着手項目 12 のうち、今年度着手したものについて、重点的に説明いただいた。最初の 5 箇年の消費生活基本計画は最終年度になるが、計画された項目は全部着手となり、未着手は残っていないので、計画は取りあえずは実行されている。中身について、もう少し説明してほしいとか、質問・意見等、何でもお気付きの点を御発言いただきたい。

伊藤委員 食の安全で、文化市民局が説明されたが、米トレーサビリティ、これに違反した場合はどこが取り締まるのか。保健福祉局では取り締まれないという話であるが、どうか。

松岡会長 どの資料の、どの項目か。

伊藤委員 食の安全安心のことで、説明が文化市民局からあったが、その中で、米のトレーサビリティについて、全く触れていない。この問題の取締りが、どう行われるのか、もし違反があっても野放しになるのかというのが、まず 1 つ。

もう 1 つ、24 ページで説明された、堆肥の問題。この器具のあっせんは、過去にも京都市でされている。ところが、その堆肥にした後の処分方法が実際ない。市民に対して、器具は 2 千円か 3 千円か知らないけれど、「補助しますよ、早く申し込んでください。」ということで、何十台、何百台か分からないが、かなり力を入れて宣伝している。その割に、堆肥にした後に使う所がない。どうしようかと尋ねても、勝手に処分してください、という話だ。それでは、また、生ごみで出さなければならないので、何のために堆肥にしたのか分からない。このことも、今、説明の中ではなかった。

もう1つ、これは文化市民局だが、地域の安心安全ネットワークを各学区で立ち上げてくれという話で、補助金が、確か、初年度は10万円、2年度は5万円、3年度は5万円で実施した。文化市民局の管轄だが、その後、ほったらかしにされて、何もない。最初だけ、補助金を出したときだけ、その使い道の報告を出せ、足りないのはいけない、オーバーするくらいで使ってくれないといけないということだった。確かにいい案だったが、もう作っただけで、ほったらかし。これは、もう終わりで、何もしないでいいのか。文化市民局の管轄で、区役所のまちづくり推進課が中心になって動いた。これは、どうなのか。

この3点について、お聞かせいただきたい。

松岡会長　3点、具体的な質問をいただいた。

1つは、米トレーサビリティ、産地偽装の関係で、違反があっても野放しにならないようにという取組についてどうなっているのか。

それから先ほどの資料5の24ページの25番「生ごみ・落ち葉等堆肥化活動への支援」というのが、十分本当にうまくやれているのか。

最後に、地域に対するサポートの取組、ちゃんとうまくできているのか。

具体的な御質問があったので、それぞれ、どの程度、どういう形でお答えいただくか分からないが、どうぞ。

上野課長　米のトレーサビリティの問題については、違反があった場合にどこが取り締まるのかという御質問だったが、即答できる資料を持ち合わせていないので、申し訳ないが、調べさせていただきたい。

堆肥の関係は、従来、個別には、既に助成の制度があったが、今回、団体助成という制度が設けられたものである。処分方法をどうするのかについて、この場で即答できる材料を持っていないので、所管課に確認をして、何らかの形で報告させていただきたい。

鷲頭部長　地域の安心安全ネットについては、今年度で、全学区で立ち上げる予定になっている。立上げ後のフォローの問題については、それぞれのネットワークの取組を、活動集というようなものにまとめ、それをまた地域の方にお返しして、どういう取組をしているのかということをお知らせしている。それと、先ほども御指摘のあったように、3年の補助で終わるので、その後のフォローをどうしていくのか、確かに課題であり、実は、今年度、生活安全の関係の計画を策定するが、その中でも、地域の安心安全ネットワークを今後どうするのかということが大きな課題になっている。来年度の予算に向けて、後の活動をフォローする体制について、検討しているところである。

松岡会長　最初の2つは、後に回答させていただくということだが、伊藤委員、さらに御発言があるか。

伊藤委員　米のトレーサビリティについては、10月1日から法律が施行されるので、ゆっくり構えていられる問題でもないと思う。何を言いたいかというと、いいことを京都市の行政としては提案されるが、最後の詰めがどうもどこかこう抜けているのと違うかなという気がする。折角おやりになったことが、全部途中で抜け

ているのと違うかな。

例えば、ペットボトルを分別収集で回収している。あれは、リサイクルすると、1 トン 9 万円掛かる。ところが、そのまま焼却すると 3 万円で済む。生ごみの焼却では、重油を買って混ぜて焼却するので、それでお金を使っている。これは、要らないことで、それであれば、ペットボトルを混ぜて、3 万円の焼却を生ごみと一緒にやったら、重油が要らない。こういうことを実際に検証されたのか。

リサイクルすることによって、9 億円要るが、そのまま生ごみと混ぜていったら、重油も買わないで生ごみが焼却できる。そしたら、その方が安く付く。大きな矛盾だ。そういうことをあえてやらないといけないような情勢なのかなという気がする。

それから、年間 90 億円から 100 億円のたばこ税、還ってくる還付金がある。京都市内、御池から五条、堀川から鴨川まで、禁煙となってくると、たばこの税金がどんどん減ってくる。禁煙するのであれば、トイレと一緒に、「もう、野でしたらだめですよ、だから公衆便所作りますよ。」というように、喫煙室をどこかに設けることによって市の財源確保をできないのか、ということもある。

何もかも、全部始末していくと、逆に市民に対する負担が大きくなる。今のペットボトルなんか、特にそうである。だから、その辺の整合性というものがきちんと検証されているのかなという気がする。だから、言いつばなしで、「はいそうですよ、審議会に諮ったし、それで通りましたよ。」では困るわけで、そういう所の検証をきちんとしてもらうことで、審議会がもう少し生きてくるのかなと考え、意見を出した。

松岡会長 前に 2, 3 回審議会をしたときも、そもそも検証の仕組みをきちんと組み込んだ形で計画を進めないと駄目ではないかという御意見が、伊藤委員以外からも出ていた。今後の計画もそうだが、やはり、そういう視点ないしは仕組みを作ることを考えておく必要はあると思う。

早瀬委員 生ごみ・落ち葉の堆肥化で、ちょっと分からないのが、家庭から生ごみが出る、落ち葉が掃除して出る、これをすぐ堆肥にするというのは、どこか肥料にする所に持っていくのか。集めた生ごみと落ち葉は、どうするのか。肥料にするには、どこか肥料にする機械が置いてある所に持っていくのか、どうするのか、流れを説明してほしい。

上野課長 機械があらかじめ一定の場所に設置されているということではなく、堆肥化を進めるために、機器を町内会とか、10 世帯以上を構成員とした団体から申請があった場合に、5 万円を上限として、助成をするという制度である。

早瀬委員 堆肥にする機器は幾らするのか。

上野課長 一律に決まっていないが、助成の上限が 5 万円ということだ。

早瀬委員 助成金で機器を買う際の、その機器は幾らするのか。

上野課長 メーカーによっても違うので、一律に幾らとは言えない。

早瀬委員 生ごみが出る、落ち葉が出る、それを集めて、それを 1 つの機械に入れて肥料にする。その機械は 2,000 万円以上する。それを、5 万円とか 10 万円とか

の補助金では話にならない。そうかと言って、2,000 万円のお金を、1 割、10%とかの補助をするのは、市も大変である。

何を言いたいかというと、一つの例を前にも申ししたが、駅前の近鉄名店街では、2,000 万円の外国製、日本ではできていないらしいが、2,000 万円の機械の 6 分の 1 の金額の約 300 万円ちょっとを商店街が地元負担し、6 分の 5 を行政の補助金、これは市も関係するが、補助金で機械を買う。で、ごみを入れる。特に生ごみが一番効果がある。機械に入れて、しばらくすると、富栄養化の堆肥が出来る。それを東京のホテルでは、ホテル全体で使って郊外の農家へ、そして、野菜・果物と交換する、するとホテルもコストが安くて、一石二鳥。

だから、京都市も、2,000 万円するので各町内というわけには行かないので、例えば 1 行政区に 1 台とか 2 台とか、行政区で買われてセンターを作る。それを京野菜を栽培している所の上賀茂とか、郊外に京都市が持っていく。そうすると、両方、効果がある。5 万円や 10 万円を町内にばらまかれるのではなく、そういうことを集中的にすると非常に効果がある。町内とか学区で 5 万円や 10 万円ばらまいても、何も効果が出ない。それでは周知をするためだけの補助金になるので、駄目である。

松岡会長　伊藤委員の問題提起ともつながっており、全体的、有機的に、本当に役立つ形でお金を使う方法を考えてほしいという御要望だと思う。

ただ、今の 2,000 万円というのは、業務用の非常に大きな機械の話で、実際は、家庭用では 10 万円もしないものがあつたと思うが。

山岸局長　食品リサイクルの関係で、ホテル等が導入した分をおっしゃっていると思う。こちらの生ごみ・落ち葉の方は、ごみ減量という関係から、家庭の中で出る生ごみ、あるいは落ち葉を対象にしており、ホテルのようにそれほど大規模な残飯が出るというものではない。普通にそのまま、生ごみのまま、ごみに出すよりは、堆肥化する、あるいはごみ自体が減るということがあり、そういうごみ減量の立場から考えている、2,000 万円とおっしゃった部分とは少し違うのかなと思うが、これも担当課に確認はさせていただきたいと思う。

早瀬委員　生ごみ・落ち葉は、ほおっておいても肥料にはならないが。

山岸局長　それを堆肥化する機器を売っているので、ごみ袋有料化を始めた際は、家庭で購入されるものに対して補助をさせてもらったと思う。今回は、学区とか町内単位で、規模を大きくしたものを置かれる場合を想定しており、各家庭にはある程度普及した、あるいは限界があるということで、環境政策局がごみ減量の立場から、もう少し広い範囲でやられるということだと理解している。

早瀬委員　家庭で、たまった分はどこへ持っていくのか。

松岡会長　それは、先ほど伊藤委員から御指摘のあつた所で、どうなるのかは、先ほどの話だと即答は難しいということである。

私自身が知っている範囲で申し上げると、家庭用の生ごみ処理機でも、生ごみの量が 10 分の 1 くらいに減る。ごみ減量という点では、大きな意味がある。「堆肥にも使えます」と書いてあるけれど、その後、どの程度使えるのかについては、

私はよく存じ上げない。

早瀬委員 使えない。そんな家庭用の小さなものでは絶対できない。

山本委員 私は、補助金を受けて家庭用を買ったので、ユーザーとして、大体分かっていることを申し上げる。

1つは、生ごみを減量することによって、ごみ袋を節約できるというのがメリットである。生ごみで、ごみで出すという選択肢があるのと、もう1つ、それを乾燥したものを大きなプラスチックの入れ物に入れて、1年掛けて堆肥にするという選択肢と、両方ある。私は両方やっている。自分の家で作った腐葉土と堆肥の間くらいのものを庭に埋めてリユースしている。

それができないときには、乾燥させた段階で、袋に詰めて出すが、それはごみの量がものすごく小さくなる。多分、乾燥させていく間に一定程度の分解があるので、焼却の負担が減るというようなことも考えられているんだろうと思う。

早瀬委員 庭がある、土のある家はいいが、町の中ではない家が多い。まして、マンションなんかでは全然ない。地域によると思うので、京都市全体から言うと、どうなのか、そういうことでは、全市的な問題では、広がり薄い。

松岡会長 施策の効率や、その後のことをよく考えてください、こういう御意見だと受け賜っておきたい。

渡辺委員 22年度新設の、24ページの「小型家電リサイクルの普及及び促進」だが、希少金属はこれから重要視されてくるし、すごく先進的だなと思う。ドコモが持ってきてくれたらサービスをするということがあったので、デジカメや携帯等を作っている所が多分有料で回収するのではないかなと思っていた。

9月のシンポジウム等、今後、いろんな報告をいただけると思うが、関西初の取組として2,600個回収したというのは、予定していた所からすると、どの程度の所だったのか。

また、12月までの設置延長ということでは、相当効果があった結果だと思うが、回収したものは、今はどこに持って行かれているのか。これから12月まで延長ということは、どういう所に持っていかれて延長ということになるのか。

経済産業省と連携されているが、延長は、京都市が決めたのか、経済産業省とか環境省が決めているのか、分かる範囲で知りたい。

上野課長 数としては、記憶は定かではないが、当初の予定より非常に回収数が多く、好評だったので引き続きということになったと聞いている。3箇月間で2,600ということだが、3月までには、4,000近く回収されているということである。リサイクルのシステムは今、検討されているということで、京都市の方で回収し、それを製錬所というか、そういう所に持って行って、精錬をしていくというモデル事業ということであるが、詳細は把握していない。

松岡会長 また後からでも、分かる範囲で補足をしていただくことを願います。

高田委員 質問1つ、意見1つである。まず質問だが、19ページの生活情報誌「マイシティライフ」特別号の作成・配布で、これを市民しんぶん挟み込みとは違う方法で全戸配布するというのは、どういう方法を考えているのか。費用対効果と

ということもあるので、お聞きしたい。

意見の方だが、22 ページ、左側に「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」で「食の安全安心推進審議会」が設置された。その右側に「委員委嘱について」とあって、2 名増員するということで、2 名増員枠は、食品衛生をはじめ、興業場営業、ホテル・旅館業等の観光にかかわる分野から有識者に委嘱すると書いてある。6 月に審議会が出来て、もう第 1 回目の審議会も終わっているが、条例を作る段階では、消費者及び消費者団体の意見を聴くということで付帯決議があったにもかかわらず、最終的に、審議会になった時点で、消費者、消費者団体の新たに参画枠がなかったというか、参画できなかったというのは、残念だなという話、これは意見である。

次の京都市建築物安心安全実施計画推進会議では、きちっと消費者団体の参画枠というのがあった。ある意味で、この間、先ほどからもあるが、消費生活といった場合、暮らしがあり、環境があり、食があり、すべてが、ある意味で消費生活であるので、そういう所、いろんな機会の所で、消費者及び消費者団体の参画ということを図っていただきたいと思っており、食の安全安心審議会については、少々残念だったなと私どもの方では思っている。

松岡会長 御意見は承った。最初の方は、御質問なので回答いただきたい。意見についても発言があればどうぞ。

上野課長 今、予定しているのは、マイシティライフという冊子では、市民しんぶんに挟み込むわけには行かないが、ただ、普通に配ってしまうと、一般の配布物に紛れて、読まれないまま捨てられてしまうという懸念もある。今、考えているのは、京都府が発行している府民だよりが業者を通じて配布されていると聞いており、府民だよりと一緒に配布するという方向で検討している。

次に、御意見をいただいた点については保健福祉局が所管する審議会であるが、消費者団体との連携ということについては、この後、説明させていただくが、とりわけ消費生活行政という部分では、消費者団体、事業者団体との連携は大変重要だと考えているので、そういった所は意識的に取り組んでいきたい。

松岡会長 それでは、そろそろ次に参りたいが、更に御意見があれば、出していきたい。

(委員一同 特になし)

松岡会長 今までの進ちょく状況については、先ほど来、幾つか御意見があり、ちゃんと総合的に効果を考えた施策、仕組みになっているかどうか、チェックする仕組みが非常に大事であるということだとか、アリバイ的にやったというだけでは、やっぱりまずいということで、効果を考えた形でやってくださいという御趣旨の御発言があったと、まとめることができると思う。しかし、全般として、この 21 年度及び 22 年度、現行基本計画に従って、色々な多様な取組をしているということ自体については、御批判があるわけではなく、一応了解いただいているという風にまとめていいかと思うが、よろしいか。

(委員一同 了承)

松岡会長　それでは、これを踏まえて、これから 10 年間の話になる。議題としては 2 番目の消費生活基本計画素案(案)という、ちょっと分かりにくい表現になっているので、素案(案)という表現の意味も含めて説明をお願いします。

(2) 消費生活基本計画素案(案)について

[事務局から説明]

(資料 8, 9 96~127 ページ参照)

- 素案(案)は、今日、御議論をいただき、皆様方の御了解を得た段階で、(案)がとれて、素案として、パブリックコメントを実施する。そして、市民、あるいは関係団体等からの御意見を採り入れて、計画素案から計画の案を作って、再度、審議会にお示しする。
- 資料 8 が素案(案)の本編であるが、かなり分量があるため、資料 9 に沿って説明を行った。

〈補足説明等〉

(121 ページ)

- 計画期間は、上位計画である京都市基本計画の計画期間に合わせて 10 年とするが、期間中であっても、必要な場合には、計画の見直しを行う。

(123 ページ, 別紙 1)

- 基本方針は、現行計画で被害の救済と防止についてそれぞれ 2 つの基本方針としていたものを 1 つにまとめたため、5 から 4 に減少している。
- 基本方針 3 と 4 の違いとしては、基本方針 3 は、経済主体としての消費者という視点であるが、基本方針 4 は、昨今、消費者市民社会という概念も打ち出されていることから、社会的責任を自覚した消費者像を念頭に置き、環境問題とか将来世代を見据えた社会参画、行動する消費者等に照準を合わせている。また、悪質な事業者は市場から撤退願いたい、必ずしも消費者と事業者を対立軸的に捕らえるのではなく、企業市民という言い方もあるように、消費者と事業者にとって共に利益にかなうような所につなげる取組も進めていきたい。
- 基本方針 1 から 4 の関係としては、基本方針 1 が基礎的な施策として安全の取組等を経常的に行うものであり、基本方針 2 から 4 は、かなり長期の展望にはなるが、将来的には、意識的に取り組まなくても済むようになること、基礎的な施策の中に整理統合して経常的に行うことで十分と言える状態になることが望ましいものである。基本方針 2 から 4 の中期的・長期的等の区分は、次期計画の期間内で完結できるものではないが、目標到達までの期間のイメージである。

(124 ページ, 別紙 2)

- 消費者教育については、これまでも色々取り組んできたが、次期計画では、もう少し、意識的、戦略的に進めていきたいということで、体系的かつ総合的に行うべく検討したイメージである。

松岡会長 かなりの量である。本当は、資料 8 の文章となっている長いものが本体であるが、このまま読み上げるような形で説明していただくと、1 回の審議会ではとても終わらない、また理解もしにくいということで、少し工夫して、資料 9 という形で、図解も作って示された。

現行計画の点検のときにもあったように、取組を見ようとする、資料 6 や 7 のように分かれていて、資料の整理自体がかなり繁雑になっており、それを改めるというのが 1 つ。次に、123 ページの一覧で出していただいたように、全体にルーティン的にやらなければいけない施策として、基本方針 1 が大体そうであり、基本方針 2 もそれに近いかもしれないが、現実には生じる被害の救済・防止があり、さらに、3, 4 になると、もう少し中長期的にそもそも被害に遭わない消費者の育成をどうすればいいか、それから、さらに消費生活のみならず、生き方そのものをもう少し考えてみましょうという所まで広げようということである。123 ページの図式そのものは、審議会でも繰り返し議論をしていただいて、まとめたアピール文の基本的な構想と大体対応している。

以上のような御説明だったが、これ以上のまとめは私がする必要はないと思うので、基本計画の案、考え方、方向等について御意見を承りたい。

永井委員 先ほどの説明で、悪質な事業者は市場から撤退してもらおうと、そういう強い決意を持って取り組んでいきたいということだったので、私ども、感銘したので、是非そういう方向性で頑張っていただきたい。

質問が 1 つと意見が 1 つある。

まず、この基本計画の今後、平成 23 年度からということなので、来年 3 月までには確定させて、来年 4 月には施行ということだと思うが、この策定までのスケジュールは、どんな風に考えておられるのかを、特に、素案に対するパブコメも検討されているようなので、そのパブコメとか、素案が出来た後、本体が出来て、またパブコメするのかなど、その辺りのことをお聞かせいただきたい。

私どもが、一番関心があるのが、被害の救済関連だが、先ほど、京都府の取組等とも是非連携を図ってという話であったので、多分、問題ないと思うが、現在、京都府では弁護士会と共に、かなり大胆な救済制度の構築を考えている。これまで、京都府では安心サポートチームが既に機能しており、京都市でも今年から機能しているが、全国的にはかなり先進的な取組であり、全国的にも注目されている状況になっていると思う。そのうえで、さらに、素案の最初に書いてあるような、ココ山岡事件であるとか豊田商事事件であるとか、正に大きな集団被害が生じたときに、行政が率先して、集団被害の収集を、例えば 110 番というような形で取り組んでみたり、あるいは解決に当たっても、個別案件ごとのサポートチー

ムや相談員さんによる解決ではなくて、正に審議会における調停制度なんかを活用した集団的なあっせん、調停制度みたいなことも考えて、京都府も構想されていると思うので、そういったことについても連携を図りながら着実に進めていくということで、よろしいのか。よろしいと思うけれど、そういうことの確認を質問としてさせていただきたい。

意見として、前の審議会でも議論となった素案の 112 ページの不招請勧誘の話は、検討しますというのは、前回の基本計画と確か同じであったと思うので、ここは検討のうえ、実施する方向を打ち出したいとか何とか、是非やるんだということを入れていただきたいというのが、強い希望である。これは、消費者庁が出来た流れからしても、必ずここ 10 年 20 年の間には、日本全国くまなく、法律でも整備されていくことだと私は思っている。それを率先して京都市が全国で先駆けてやっていますということは、非常に名誉なことになるはずなので、是非取り組んでいただきたい。

松岡会長 最後の、不招請勧誘の規制を率先してやってほしいというのは御意見だが、最初の本計画策定までのスケジュールの問題と、安心サポートチーム、プラス、集団被害対策で、具体的に府との連携で動いているという理解でいいのかという、それぞれの質問に答えていただきたい。

上野課長 まず 1 点目、今後のスケジュールでは、今日、御審議いただいて、一定、こういった枠組みで御了解いただけたら、これを素案という形で市民にパブリックコメントを求めていくということだが、基本的には、9 月 1 日号の市民しんぶん等、あるいは関係団体の方には、また別途周知する中で意見を求めていきたい。この審議会の委員の皆様の任期が 11 月末になっており、それまでには答申をいただかなければならないというタイムリミットがあるので、大体 11 月の下旬とかに次の審議会を開催することになるかと思う。そのときには案という形で提示して、答申をいただき、それを踏まえて、最終的な決定により計画として確定するのが 12 月以降になるという流れで考えている。

被害の救済の所では、京都府とも連携して取組を進めている。やはり先ほど申し上げたとおり、非常に悪質でとにかく退場いただくべき事業者と、一緒に連携して取り組んでいける事業者を区別して、前者については、今、京都府が警察本部ともかなり連携を強めているので、京都市としても、そこに参画する中で、共に取組を進めていきたいと考えている。こういった所も抽象的な言葉ではあるが、これまでの動きを踏まえた形で、基本方針 2 を掲げている。

永井委員 計画案自体に対するパブコメということは、現在考えていないのか。

上野課長 計画の素案、資料 8 になるが、これを概要版というものにまとめることにはなるが、素案について市民の方の意見を募集するということである。

永井委員 パブコメは 1 回という理解でよいか。

上野課長 そうである。

渡辺委員 意見として、参考になればと思う。

99 ページ、素案の中の基本的な考え方を読んでいき、それから、ずっと 4 つの

基本方針,123 ページの1 から4 の立て方は,若干,前よりは少し項目も減らして,このようになって,できるならば,もう少しシンプルにしてもいいとも思ったが,成る程そうだなという風には思った。ただ,その中で,私が気になったことと,説明とで,ちょっと危機感が少しずれているかなということがある。

私は急ぎすぎているかも分からないが,99 ページの下で,「第1次計画の実施期間の最終年度に当たり,これら社会情勢の変化とこれまでの取組成果を踏まえて計画の見直しを行う」ということに関して,私はこの計画素案の表紙に,案の下に,「京都から始めよう 未来へつなぐ消費生活」と書いていただいていることで行くと,多分,ここからが大変厳しい時代になるということを踏まえて,また,審議会のメッセージもそういうことを踏まえて作られたと思ったので,123 ページの基本方針4 をもう少しきちっと,これを目指して,「する」という枠組みでもいいのではないかと。「未来へつなぐ」というか,もう「未来」は始まっていて,そうすると,今の問題意識として,どういうことがあるのかということも,みんなでやっぱりまず共有することからにはなるが,メッセージの中にも少しあるように,例えば,少子高齢化,これは本当に消費者としても感じるし,協同組合の中での変化,去年,今年と激変することがあり,もう始まっているなど感じる。これが5年10年…,長期的と書いているが,私は,10年のスタンスを持つということも大事だが,5年で十分ではないか,5年で実施するような計画の方が必要ではないのかと,まず思った。

また,どういうことが問題になってくるかということ,買物難民もおっしゃっていただいたが,安全とかでは,建物の安全では高齢者が増えて怖いのは火事とかであり,暮らし方そのものが変わる,ここをもう少し深めることを具体的においた方がいい。それから,公共交通機関,交通の考え方についても,考えておいた方がいい。もう食品よりは,そういうことに問題が変わってくるのではないかと。最近では,小型家電の金属の回収のように,資源の枯渇であるとかの問題。もちろん地域力は弱まってくる。

書いてある内容はそうなんだという風には思うが,もうきちんと今から始める,少子高齢化に対応する未来への生活をどんな風に安全にするかっていう風に,定めていった方が,もう10年目のどこかに未来をっていう風に作るのではなくて,今,もう「未来」が始まっているという風に作った方がいいのではないかと思います。

ただ,改めて,今までも消費生活の安心・安全とか,消費者被害の救済及び防止だが,生協の組合員さんの活動を見ていると,何かピッと合っていないことがある。安心・安全も大事で,消費者の自立は大事だけれど,基本的に消費者が責任として持つておかねばならない考え方はどんなことか,ある意味,整理は要るだろう。どこからが事業者の責任であって,どこまでは学習をすることで得ることみたいな区分け的な考え方を整理して,資料として出してほしいと思った。消費者被害を学ばせていただく中で,「契約社会なんですよ」ということが余り入っていないことが,逆に言えば,分かってくる。この辺りのことも,書き方に括

弧付けして、なぜこれをするのかという説明がないと、緊急性が伝わらないのではと思った。

最後になるが、124 ページに、「ライフステージを見据えた体系的かつ総合的な消費者教育」、これはとっても大事だと思う。特に、私たちの反省からもあるが、家庭教育と学校教育において、社会性とか、世界の情報とか、やっぱり日本は特に少ない。(2月5日の)シンポジウムでは松本先生が、世間の常識的なものがだいぶ薄れてきている、ここはもう少し、大事にしていくことが必要とおっしゃり、(5月29日の)暮らしのフォーラムでも、金さんが、大人がきちんと何を見せるかという点では、社会性とか、そういう常識的なものを、もう1回考えていく必要があるのではないかという風に発信いただいた。そういうことでは、10年では遅いのではないかということも含めて、少し教育で優先する順番とかも考えた方がよいだろうと思った。これは意見である。

松岡会長　もし今の時点で事務局で今の御発言に対して考えている点があれば、ワンポイントでも結構なので御発言いただくこととし、特になければ御意見なので、無理に答えよというものではないと思う。

驚頭部長　消費生活という切り口で計画を作っているが、これは先ほど地域の少子高齢化の問題とか、やはり地域のコミュニティの衰退とか、いろんな課題がかかわってきていると思う。今年度、消費生活基本計画以外に生活安全基本計画も作っており、地域コミュニティの活性化に関しても、やはり段々地域で支え合うという部分が弱くなっていることを、どう今後強化していくか、そういうことも課題として、それを条例化も含めて今検討しているところである。今、言われたような、本来、消費生活というものは、考えれば、あらゆる分野にかかわるといような中身であるので、少し今の視点が弱い部分は、その辺りの動きに関連して、少し書ける部分は書いていきたいと思う。

松岡会長　渡辺委員の発言の中で、私も少し感じたが、従来の計画があり、それを時代に合わせて変えていくことはもちろん必要だし、基本であるが、もう少し、危機感が強くてよいのではないのかというのは、おっしゃるとおりかもしれない。

伊藤委員　123 ページ、基本方針1の背景の欄で商品・サービスそのものに対する不信・不安というのがあり、「サービス」という言葉が度々出てくるが、サービスというのは、どういうことを想定して、サービスという文字を使っているか、聞かせていただきたい。

それからもう一つは、産地等の表示偽装。これについて、京都の場合は、どこが取締りの対象になるのかというのがある。この2点について、お答えいただきたい。

松岡会長　第1点は、サービスという言葉に込められた内容は何か、第2点は米のトレーサビリティと同じで、ひょっとしたら即答し難いことかもしれないが、京都市、ないし、京都府として、食品偽装等の問題については、一番どこが責任を持つことになるのか、という御質問である。

上野課長 サービスについては、条例で、商品等の定義として、商品・サービスをいう、商品とサービスをまとめて商品等と言いますと規定しており、いわゆる役務の提供を念頭に置いて、サービスという言葉を使っている。

産地偽装については申し訳ないが、具体的に京都市のどこが、ということは今ここで即答できないので、お時間を頂いて調べさせていただく。

伊藤委員 サービスという言葉は、その定義が広い。どこまでがサービスかということが、事業者にとっては一番困る。「サービスって書いてあるやんか。」「これ、サービス違うのか。」と言われたら、これをどうするか。皆さんは、簡単にサービスって載せているが、これが一番トラブルの元になる。これは、はっきりした定義なりを、きちんとしたうえで、文章化してほしいというのが、まず1点。

前にもお聞きしたが、御用聞きと訪問販売、会員獲得のための訪問、これ、次の審議会のときまでに意見をまとめて返答するということだったと思うが、いまだに返答がないがどうか。

松岡会長 1点目は、本来は私が答えることではないが、問題とされる所は、よく分かった。サービスという日常用語には、対価は払わないで「タダでそこまでやってくれて当然」という意味合いでの、消費者側の期待が含まれている。他方、ここで使っているサービスは、そういう意味ではなくて、契約で物を渡す以外の行為をする、例えば、エステティックサロンの美容術だとか英会話を教えるとか色々あるが、形のあるものを渡す以外の契約内容を実現するのを役務提供といい、それをサービスと表現していると思う。普通、役務提供には対価がある。対価を得ることなく、事業者は日常用語でいうタダのサービスを消費者に提供するようにしようという意味は、含まれていない。

伊藤委員 これは、解釈によっては非常に難しい。だから、こういう言葉、文言を載せる限り、やっぱり1つの定義というものを想定しておいていただきたい。そうでなければ、広く解釈されるおそれがあるので、それだけに事業者としても困る概念だ。

それから、御用聞き、訪問販売はどうなのか。次回ということで、ずっと次回になるのか。京都は特殊な地域で、皆さん御存じのとおり、御用聞きが、いまだに広く行われている。ところが、国の法律で言うと、訪問販売は禁止、御用聞きも訪問販売になりますと、人によってはそういう解釈をされる。これを京都の場合、京都市がどう考えておられるのか、これもはっきりと明確にしておく必要があると思う。これは、今、分からない、答えられないということか。

上野課長 今回の審議会で返答するとしていたとすれば、十分な引き継ぎができておらず、申し訳ないが、今、ここでお答えする準備ができていない。

伊藤委員 10年先を見据えた基本方針であれば、そういうこともきちっと踏まえておかれる必要がある。文書化されなくても、皆さん方で、きちっと説明ができる方向で対応していただきたい。

産地偽装の違反の場合では、食の安全安心条例が出来て、そこで多分取り締まれるのかなと考えているかもしれないが、全く取り締まれない。JAS法にかか

わるので、京都市の条例では一切書いておらず、府の条例にしか書かないので、京都市ではどこも取り締まれない。そのつど、国の方をお願いするのか。これも、産地偽装に関して計画中で言及して文書化された限りは、その説明をきちっとできるようにされないと、後々、トラブルが起こるのではないか。産地偽装の場合、特に食品では、どこで採れたか分からない、内部告発なりがあって、初めて分かるので、これからますます横行する。やはり文書化された限りは、京都市では、条例では絶対無理な話であるので、どこで取り締まれるのかということも、きちんと想定して、説明できるような方向で対応をお願いしたい。

松岡会長　かなり強い要望として、御意見が出されたと承った。

山本委員　内容にかかわる実質的な話ではないが、123 ページの下の方に、経常的、中期的、中・長期的、長期的という風な形で分類されているが、基本方針2は、中期的だとされているのは、ちょっと私には理解できないので説明いただきたい。

上野課長　ここは少し誤解を生むような書き方になっているなどというのは正直ある。中期的に実施すればいいということではなく、今、正に取組としては集中的に実施しており、これからも取り組んでいくわけだが、ある程度、被害が少なくなっていくという状態について、基本方針3や4に比べれば、もう少し早く目標に到達できるのではないかという意味合いで中期的と書いている。

山本委員　私の感覚では、むしろ経常的なものではないのかなということだ。つまり、どれだけ自立した消費者像を描いても、それは理想論で、一定の人間モデルというのは、そこから外れる人は必ず出てくる。一定の水準、平均的な所よりももう少し高い所にモデルを作っても、かなりそこより下のレベルでしか生活できない人というのは、必ず出てくる。ですから、どれだけ自立支援をしたところで、そういった所は残ってくるというのが1点と、消費者被害という形で定義してしまうと、悪質業者がいなくなれば消えるように思ってしまうが、普通の良心的な業者さんとの間でもトラブルは起こる。コミュニケーション・ギャップがある限りはトラブルはあり、消費者の苦情処理というものは経常的にやはり行わざるを得ないと思うので、中期的という位置付けというよりは、やはり経常的な位置付けの取組だと、位置付けた方が望ましいと思う。

松岡会長　私も、その点はまったく同感である。

上野課長　おっしゃることは正にそのとおりだと思う。ちょっと説明不足だったかもしれないが、目標が達成できれば、この取組の必要性が皆無になるということではもちろんないのであって、これらの施策について、別立てにして、取り立てて集中的に取り組まなくてもよい状態になり、経常的な業務に吸収していけるというようなイメージで作成したので、こういう表現になっているのであるが、おっしゃることは非常によく分かる。

早瀬委員　1点は意見、2つ目は質問である。

意見は、先ほどもサービスということが出てきたが、これは高齢化社会になるほど、サービスの重要性が増してくるので、ここは是非しっかりといただきたい。

質問だが、クーリング・オフということがある。これ、特に弁護士の先生方もおられるが、業者が訪問販売に来たときと、消費者、お客さんが事業所へ見えたとき、これは同じ扱いなのか、違うのか。

松岡会長　そのお尋ねには、私が、専門に近いのでお答えするが、消費者自らが事業所にやってきて、何か購入したいと相談して購入する場合には、クーリング・オフ制度は働かない。なぜならば、初めから買うつもりになっていて、積極的に説明を受けようという姿勢で来ているので、不意を突かれて、要らない品物を売り付けられたというのとは状況が違う。頭を冷やして契約をやめる機会を与える必要はないというのが一般的な理解で、特定商取引に関する法律は、基本的にそういう仕組みになっている。

早瀬委員　消費者が店舗で、物とお金を交換して買われた、これは先生のおっしゃることになる。そこで、それと違う、予約制のとき、すぐにお金と物との交換で成立したのと違って、いわゆる予約制の場合、例えば、今日、お客さんが見えた、使われるのは1箇月先という予約制の場合、その場合はどうなのか。

松岡会長　その場合、予約という言葉は日常的には使うが、1箇月後に約束を実行しましょうということを、今、約束をした場合には、法律上は契約が今の段階で成立すると普通は考える。

早瀬委員　その場合、クーリング・オフの期間は発生しない？

松岡会長　発生しない。

早瀬委員　理解できた。

結城委員　質問というか、要望だが、基本的な視点の中で、融合の視点というのと、共汗の視点とあるが、共汗というのは辞書には載っていない、市役所周辺でしか通じない言葉で、意味が分からないので、教えてほしい。

それと、できるだけ、10年先を見通した計画なので、一般の市民に分かりやすい言葉で表現していただきたい。

上野課長　共汗については、協力の協に働くという漢字を書く協働という意味合いで使っており、現在、京都市の取組として、市民と共に汗するというような意味合いで、あて字ではあるが、この言葉を用いており、あえて、この計画でも、使っている。

結城委員　以前も、DO YOU KYOTO? で議論になったが、一般的に、一般の市民が読む文章であるので、やっぱり分かりやすい言葉で表現するべきではないか。これ、何回もキーワードとして出てくる。何となくは分かるけれど、何やらなという言葉であるので、是非、他の言葉で言い換えていただきたい。

和久井委員　124 ページ下第2次計画「くらしの知恵ノート」を作成とありますが、作成に当たって、人件費・材料費等の費用を考えると、国民生活センターが「暮らしの豆知識」という一冊まとめたものがあり消費生活に関する内容が網羅されていますので、価格は、1,000 円以下であり、家庭に一冊携帯、配布されたらどうか。薄い冊子の作成であれば、右から左へ流され、又は、捨てられ費用対効果が得られない。

松岡会長　今の御指摘は、個別具体的な話というよりは、計画の中で、費用対効果についてもう少し考えてやってほしいという御意見として承ってよろしいか。もし、コメント、お返事があれば。

(特に異議等なし)

松岡会長　よろしいか。では、そのほかに御意見はないか。

高田委員　まず、基本的視点の所で、融合と共汗という2つの視点が示されている。確かに共汗という言葉は、ここ1年くらいで私たちもよく目にする言葉なので、少々どうかなとは思いますが、その視点ということでは、いわゆる、連携、協働と、それから、縦割り行政とか、司令塔機能うんぬんという所は非常に適切だろうと思う。特にいわゆる共汗という部分で行けば、前基本計画の所でも行政とか事業者・消費者問題機関なんかの連携・協働ということを非常に重点的にされており、特に消費者との協働の問題に関して言えば、全国に先駆けてやっているの、その視点を継続して、より強化していくことは、非常に私たちもうれしいと思う。

ただ、もう一つの融合は、この言葉がどうかということは別にして、いわゆる消費者庁が出来て、一元的に司令塔機能を持ったという、組織というものを作っていかうということからすると、この消費生活行政推進会議というのを活性化することで、それが担えるのかということからすると、ちょっとそれが不安に感じる。その辺の所はどうなるのか。共汗の言葉使いも含めて、色々行政との関係があるのだろうが、まず、その司令塔機能という、一元化うんぬんということからすると、ちょっと今のところ不安だなというのがあ。視点としては適切だとは思。

それから123ページの所で素案の概要ということで、コンパクトに分かりやすくしていただいた。個々の所では、ちょっとウン？というような所も、一、二あるが、大体基本的に10年間こんな感じというのは分かる。ただ、基本方針4の「京都から始める 未来へつなぐ消費生活」という所で、「地球市民」という言葉が施策の方向10の所にあるが、この言葉というのは、DO YOU KYOTO? ではないが、本当に10年間耐え得る言葉かと思う。やはり「消費者市民社会」ということが、この間ずっと言われており、弁護士会等を中心に、そういう社会を目指そうということで、いろんな活動をされている。地球市民という言葉で10年耐えられる計画の中に入れるのは少しいかがかなという意見である。

松岡会長　これも基本的には御意見だが、何か発言を事務局からいただけるか。

上野課長　まず1点目の融合の所、消費生活行政推進会議について、司令塔ということでは弱いと御指摘いただいた点については、確かに一理ある。ただ、我々の思いとしては、先ほども説明したが、今、この会議は、仕組みとしては作っているが、余り各局を超えていろんな施策の話合いというのができていないという反省があり、組織が大きいと形式化してなかなか動かないということがあるため、仕組みとしては既にあるので、もう少しそれが機動力を持って動けるような編成にできないかなという思いを持っているということである。

先ほどの地球市民に関する御意見については、検討させていただきたい。

松岡会長 前者については、確かに高田委員がおっしゃるとおり、なかなか司令塔的な仕組みにまでは行かないと思う。ただ、従前ばらばらにやってきたところが、今実行されている5箇年の計画で、とにかく連携の体制だけは出来た。しかし、まだ、それは情報交換にとどまっていると。組織が大きくなると、やはりそこは難しい所もあるので、先ほどの説明のように、課題ごとにもう少し機動力を持った、司令塔とまでは行かなくても、イメージとしては、作戦本部のちょっと手前ぐらいのものを作っていこうという趣旨だろう。なかなか一挙には前進しないかもしれないが、少しでも前進に向かって、頑張って少しずつ色々取り組んでいただきたいと個人的にも思う。他に御発言、御質問は。

(特になし)

松岡会長 いろいろな御意見が出たので、素案(案)のままというわけには行かない。場合によっては御相談をさせていただくが、出された御意見をできるだけ踏まえて、大きな修正はないと思うが、修正を図っていただき、それをパブリックコメントに掛けていただく。こういうことで、よろしいか。

(委員一同 了承)

松岡会長 ありがとうございます。今日の議題のうち予定したものは終わったが、先ほど来、御質問にもあってお答えいただいたが、市民意見募集、パブリックコメントのスケジュール等について、今一度、確認のうえで事務局から説明いただく。

4 その他

消費生活基本計画素案に対する市民意見募集について

〔事務局から説明〕

(資料10 128 ページ参照)

- 御審議いただいた素案(案)は、頂いた意見等を踏まえ、修正、調整したうえで、素案として公開し、市民意見募集を行う。
- 実施時期は、8月から9月にかけて、1箇月程度の期間を設ける。
- 応募の際に任意記入を求める項目については、個人情報保護の観点から、目的外使用はしないことを明記する。

松岡会長 よろしいか。それでは、今日、予定していた議題はすべて終了した。長時間にわたり、熱心に御審議いただいたことに感謝する。

鷲頭部長 本日は、長時間にわたり、熱心な御審議をいただき、感謝申し上げます。今日いただいた御意見は、計画素案に反映させて、パブリックコメントに掛けて

いくので、よろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

(閉会)